

【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第63条第2号において、「通常時において、午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が0であること」が利用基準として定められている。令和4年3月7日付け「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について(技術的助言)」において、やむを得ない場合とは、家畜の分娩介助等の待機時間に意図せず短時間仮眠をとった場合に利用基準違反に問わない趣旨で規定されている。消防法においても、仮眠についての取扱いを示していただきたい。</p> <p>・畜舎等に係る基準の特例の細目(案)(以下「告示(案)」という。)第3第2号では、同第3号のように「当該部分に面する通路の用に供する部分を含む」の規定が無いが、消火器具については飼養・処理・保管のために移動する通路については設置が求められるのか。</p> <p>・消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)第1条中消防法施行規則第32条の3第2項第2号に定める「収容人員」はどのように算定されるのか。</p> <p>・誘導標識については、避難上又は消火活動上有効な開口部を有する階(無窓階以外の階)についても設置が必要である。概要資料には、規則第5条の3におけるについては緩和されることが記載されているが、告示(案)第3第4号からは、無窓階以外の階が対象外となることが読み取れないのではないかと。</p>	<p>・畜舎等に係る基準の特例の細目(令和4年消防庁告示第2号)における「仮眠その他の就寝の用に供する部分」が存しないこととは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第32条の3第1項第1号の「防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準」のうち、畜舎等に居室が存する場合に、当該居室が満たすべき要件の1つとして示しているものであり、仮眠その他の就寝の用に供することを目的として設けられた居室のほか、当初は他の目的で利用するために設けられた居室であるものの、当該居室を使用していく過程で仮眠その他の就寝の用に供することが常態化した居室が該当するものです。</p> <p>・通路部分については、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分に該当しないため、消火器具の設置が必要となります。</p> <p>・収容人員については、規則第1条の3に定める方法により、算定されます。</p> <p>・誘導標識については、規則第32条の3第2項第1号、第2号及び第3号において、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第26条(無窓階以外の階にあっては、同条第1項第4号を除く。)を除く令第2章第3節第2款から第6款までの規定は適用しないとされているため、無窓階以外の階にあっては、誘導</p>	無

	【日本 ERI 株式会社】	標識の設置は要しないこととなります。	
No.2	<p>・今回の改正案については概ね賛成である。 しかし、畜舎においては、藁や干し草等の火災拡大に繋がりがやすい可燃物の保管が予想され、また、初期消火が遅れた場合、山林等への延焼が懸念される。過去の火災等を踏まえ、初期消火に有効である屋内消火栓設備等は必要ではないかと考える。設置不要とするのであれば、主要構造部を耐火構造もしくは準耐火構造とすることや、可燃物の保管量を一定量以下とするなどの条件を付したかどうか。</p> <p>【サンコー防災株式会社】</p>	<p>・屋内消火栓設備は、消火器具で消火できる段階を過ぎた火災を消火し、その拡大を防止するため設けるものであるところ、基準の特例を適用する畜舎等は、防火上及び避難上支障がないもの、かつ、周囲の状況から延焼防止上支障がないものであることを前提としているため、設置を要しないことと規定しています。</p>	無
No.3	<p>・告示(案)第2第1号(1)イ(イ)の「直接地上へ通じ」とは、2階が当該階のあらゆる部分から直接地上へ避難できる避難階であるということか。</p> <p>・告示(案)第2第1号(1)ロ(ロ)「各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路」において、二以上の異なった経路は部分的に重複することは認められるか。認められる場合、重複距離は何mまでか。</p> <p>・告示(案)第2第1号(2)畜産経営の用に供される居室の定義において「畜産経営に関する執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。」が含まれているが、飼料等の保管のみの室は該当せず、建築基準法第2条第4号に規定する居室の一部に飼料等を保管する部分が含まれる場合をいうものと解釈してよいか。</p>	<p>・「直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。」とは、吹き抜け構造を有することにより直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができるものや、2階部分の避難上有効な開口部に屋外階段等があり、直接地上へ避難できるものが該当します。</p> <p>・原則として、二以上の異なった経路について、重複することは認められません。</p> <p>・畜産経営の用に供される居室とは、「畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するもの」であり、飼料等の保管のみの使用に供する場合や、居室の一部に飼料等を保管する場合も含まれます。</p>	無

<p>・告示(案)第2第1号(2)イ(イ)の「多数の者」とは何人程度のことをいうのか。</p> <p>・告示(案)第2第1号(2)イ(ハ)の「多量の火気」とは当該居室内の火気使用器具(電気を熱源とするものを除く)の入力の合計 350kw 以上のことでよいか。</p> <p>・告示(案)第2第2号(2)の「畜舎等の周囲6メートル以内に建築物又は工作物が存しない」について、畜舎等や周囲の建築物等が2階建ての場合は、建築基準法上の延焼の恐れのある部分と同様に周囲10mとするべきではないか。</p> <p>・告示(案)第2第2号(2)ロ「内部に人が立ち入ることのできない構造」の場合は、その構成材料、危険物の保管状況や火気使用状況によらず、畜舎等との離隔距離は必要ないということによいか。</p> <p>・特例の対象となる畜舎における消防庁長官が定める構造とは、「木造以外」について、建築基準法の主要構造部以外の部分に木材等の可燃材料を使用することは可能か。</p> <p>・特例の対象となる畜舎等において、柵等で分けられた通路の用に供する部分等は、消火器具の配置が必要であるということによいか。</p> <p>・「常時人が立ち入らない部分」には、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分は含まれないと解してよいか。</p>	<p>・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第63条第1号に規定する、「通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数(当該畜舎等に同時に滞在することができる者の上限をいう。)」を超える人数です。</p> <p>・お見込みのとおりです。</p> <p>・基準の特例を適用する畜舎等は、防火上及び避難上支障がないもの、かつ、周囲の状況から延焼防止上支障がないものとしていることを踏まえ、畜舎等の周囲6メートル以内としても支障がないものとしています。</p> <p>・「内部に人が立ち入ることのできない構造」とは、構造的に内部に入ることが不可能な構造であり、その他構成材料等の要件はありません。</p> <p>・お見込みのとおりです。</p> <p>・お見込みのとおりです。(家畜専用の通路となる部分は除きます。)</p> <p>・「常時人が立ち入らない部分」とは、常時人が立ち入って作業等を行う部分以外の部分であり、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分において、常時人が立ち入って作業等を行う場合は、含まれません。</p>	
---	---	--

	<p>・告示(案)第3第5号の「接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分」は二層(二階建ての渡り廊下等)であっても構わないか。</p> <p>・告示(案)第3第5号(3)ハの不燃材料で造った間仕切り壁に出入口扉を設ける場合は常時閉鎖式(煙感知器連動閉鎖式)防火設備等である必要はあるか。</p> <p>・「ただし、煙が流入するおそれがない場合」とは、どのような場合が想定されるか。</p> <p>【個人】</p>	<p>・「接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分」は、基準の特例の適用対象となる畜舎等の一部であることから、規則第32条の3第1項第1号に適合する必要があります。</p> <p>消防用水の設置が求められる畜舎等(少なくとも延べ面積が5,000㎡以上のもの)の場合、規則第32条の3第1項第1号に基づく消防庁長官の定める基準により、「階数が一であること」が要件となります。</p> <p>・出入口扉に関する規定はありません。</p> <p>・直接外気に接し、常時解放された、接続部分の長辺の3分の1以上の幅で高さ1メートル以上の排煙口が屋根又はこれに類する部分に設けられていることと同等以上に煙の滞留のおそれがない場合が想定されます。</p>	
No.4	<p>・堆肥等からアルコール等が発生する可能性が考えられるため、畜舎近辺において発火の危険というものはそれなりにあるのではないかと考える。よって、過度の消火に係る規制緩和が行われる事は望ましくないと考える。</p> <p>消火器具等について設置を不要とするのは過度の規制緩和になると考えられるため、多少は残すようにするのが適切と考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>・規則第32条の3の基準の特例は、防火上及び避難上支障がないもの、かつ、周囲の状況から延焼防止上支障がないもので、人命危険のおそれが極めて少ない畜舎等を対象としており、さらにその実態を踏まえ、適切に消防用設備等が設置されるように規定しています。なお、消火器具等の最低限必要な消火設備等については、設置が必要であることとしています。</p>	無

○提出意見数: 4件

※1 提出意見数は、意見提出者数としています。

※2 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが2件ありました。

※3 とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約し、類似する意見をとりとまとめる等の整理をしております。